

再任用を希望される皆様へ

内閣官房内閣人事局

【平成28年度】

## ◆◆ 目 次 ◆◆

◆ 再任用制度とは	1
◆ 再任用制度の対象者	4
◆ 採用・任期・勤務形態	5
◆ 休暇	6
◆ 給与	7
◆ その他の諸制度	8
◆ 表 1 再任用職員の俸給月額	9
◆ 表 2 再任用職員の医療・年金保険	11
◆ 表 3 再任用職員の雇用保険	12
◆ 参考 1 再任用職員の給与モデル例	13
◆ 参考 2 再任用職員の年金額モデル例	14
◆ 参考 3 年金額の試算などの情報提供	15

# 再任用制度とは

## 【再任用制度】

定年等で退職した国家公務員の公務で培った知識・経験を公務の場で活用していくとともに、60歳台前半の生活を支えるために設けられた制度です（平成13年4月導入）。

## 【ポイント】

- 定年退職等により一旦退職した者を、1年以内の任期を定め、改めて採用することができる制度です。
- フルタイム勤務と短時間勤務の二つの勤務形態があります。
- 再任用職員の給与は定年前と異なります。（採用の際、改めて格付けが行われます。）



◆平成25年4月以降、公的年金（報酬比例部分）の支給開始年齢が段階的に60歳→65歳へと引上げ

⇒再任用制度によって雇用と年金が接続されます。

（平成25年3月26日閣議決定「国家公務員の雇用と年金の接続について」）

◎「国家公務員の雇用と年金の接続について」によって、平成25年度以降に定年退職する職員（勤務延長後退職する職員を含みます。）は、再任用を希望する場合、年金支給開始年齢に達するまでの間、原則として再任用されます。

### 【閣議決定のポイント】

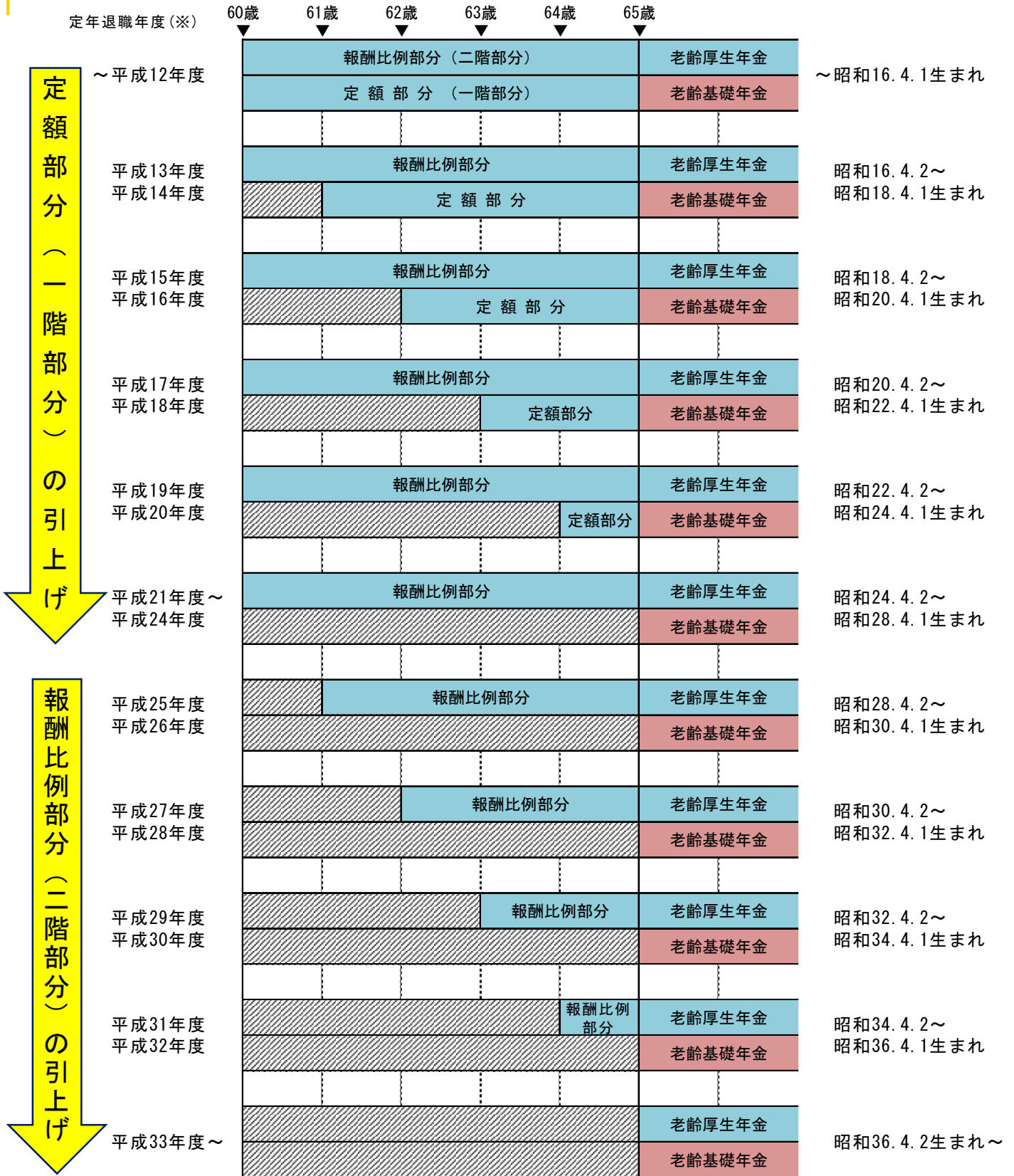
- 定年退職する職員が再任用を希望する場合、年金支給開始年齢に達するまでの間、フルタイム勤務の官職に再任用するものとされています。
- 短時間勤務の官職に再任用されることを希望する場合など当該職員の個別の事情を踏まえて必要があるときは、短時間勤務の官職に再任用されることがあります。
- 新規採用との兼ね合いで、職員の年齢別構成の適正化を図る観点から、フルタイム勤務の官職に再任用することが困難であると認められる場合には、フルタイム官職での再任用を希望しても、短時間勤務の官職に再任用されることがあります。  
※各府省における人事管理上の事情から、希望する官職には再任用されない場合があります。
- 国家公務員法上の欠格事由（38条）又は分限免職事由（78条）に該当する場合は、上記の対象外です。

定年退職・勤務延長終了年度	27・28年度	29・30年度	31・32年度	33年度～
原則として再任用される期間	62歳まで	63歳まで	64歳まで	65歳まで

※年金支給開始年齢に達した日以降については、職員の意欲と能力に応じ、できる限り再任用するよう努めることとされています（希望しても「原則として再任用される」わけではありません。）。

# 年金支給開始年齢の引上げスケジュール

## <年金支給開始年齢>

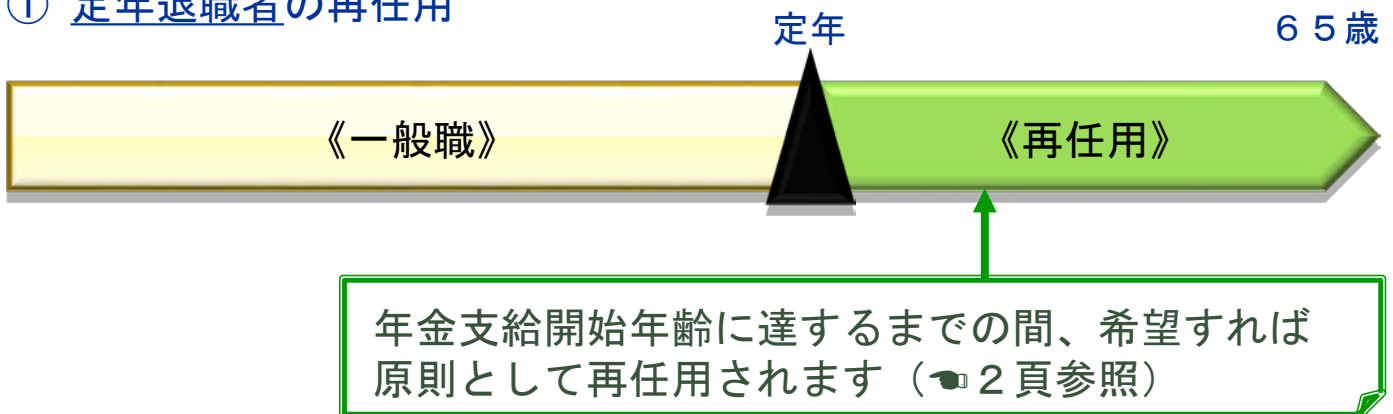


(※) 当該年度に60歳に達し定年退職する場合及び当該年度内に新規に勤務延長をし、同年度内に終了する場合

## ◆再任用制度の対象者

- ① 定年退職者
- ② 勤務延長により勤務した後、退職した者
- ③ 定年退職日以前に退職した者のうち、25年以上勤続して退職した者で、退職後5年以内の者（ただし、定年の年齢に達していることが必要）  
また、③に該当するものとして再任用されたことのある者

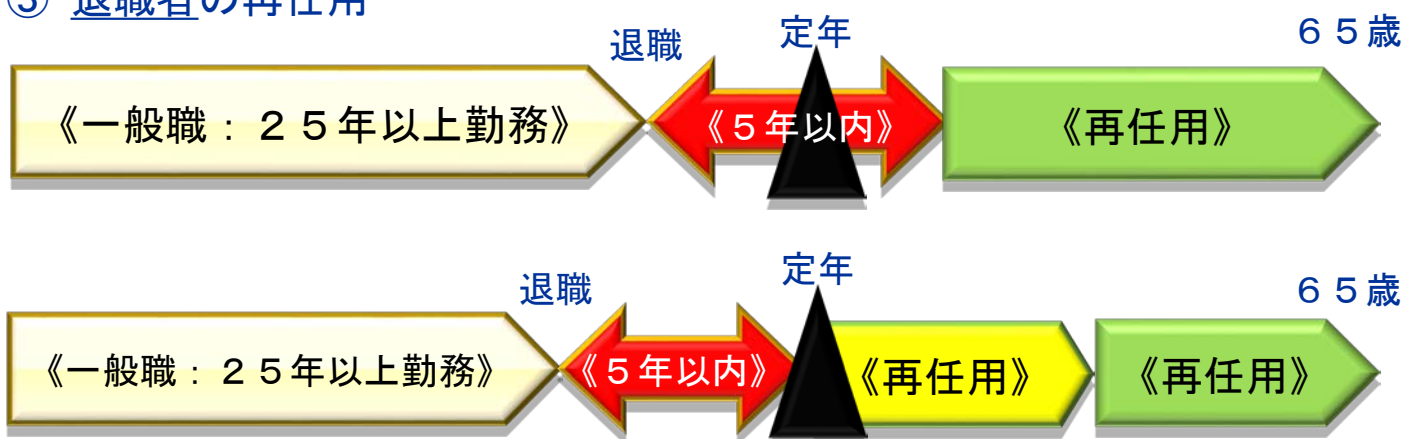
### ① 定年退職者の再任用



### ② 勤務延長後退職者の再任用



### ③ 退職者の再任用



## ◆採用

従前の勤務実績等に基づく選考により採用されます。

## ◆任期

1年を超えない範囲内で任命権者が定めます。

※勤務実績等を考慮し、1年を超えない範囲内で更新できます。

※65歳に達する日以後の最初の3月31日が上限です。

## ◆勤務形態

フルタイム勤務と短時間勤務

※フルタイム勤務職員は、週38時間45分です。

※短時間勤務職員は、週15時間30分から31時間までの範囲内で定め、1日につき7時間45分を超えない範囲内で**各省各庁の長**が勤務時間の割り振りを定めます。

	月	火	水	木	金	
《例1》	6時間	週休日	6時間	6時間	6時間	《斉一型》
《例2》	7時間	5時間	週休日	5時間	7時間	《不斉一型》

※ 週24時間勤務の場合

◆**休暇**：定年退職前の職員と同様です。

【年次休暇（定年前との通算はできませんが、任期の更新の場合は、任期満了前の年次休暇は通算されます。）、病気休暇、特別休暇、介護休暇】

※ 短時間勤務職員の年次休暇は、勤務時間を考慮し、20日を超えない範囲内で、勤務形態に応じて付与されます。

※ 週24時間勤務の場合（年次休暇）

例1) 1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一(斉一型) ← P.5勤務形態：例1

$$20日 \times \frac{1週間の勤務日の日数(4日)}{5日} = \underline{16日}$$

例2) 1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一ではない(不斉一型) ← P.5勤務形態：例2

$$155時間(20日) \times \frac{1週間当たりの勤務時間(24時間)}{38時間45分} \div 7時間45分(1日)$$

$$= \underline{12日} \text{ (1日未満の端数は、四捨五入)}$$





## ◆ 給与

フルタイム勤務職員は、各種俸給表の職務の各級ごとに俸給月額が定められています。（P.9：表1）

※短時間勤務職員の俸給月額は、フルタイム勤務職員の俸給月額を基礎とし、1週間当たりの勤務時間に応じた額となります。

### ※ フルタイム勤務職員の俸給月額

例：【行政職俸給表（一）】（P.9：表1）

・職務の級	1級	2級	3級	4級	.....
・俸給月額	186,900円	214,400円	254,400円	273,800円	.....

### ※ 短時間勤務職員の俸給月額

例：【行政職俸給表（一）】「週23時間15分勤務 職務の級3級」

$$\frac{23時間15分 (1,395分)}{38時間45分 (2,325分)} \times 254,400円 (3級俸給月額) = 152,640円$$

## ◆ 支給される諸手当

- ・通勤手当、地域手当（特例的に支給されるものを除く。）、単身赴任手当、超過勤務手当、夜勤手当、特殊勤務手当、期末・勤勉手当（年間2.25か月分：成績標準者）、休日給、宿日直手当、俸給の調整額 等

### ※ 短時間勤務職員の通勤手当及び超過勤務手当の取扱い

#### 【通勤手当】

- ・交通機関利用者  
通勤回数が少ない職員は、1か月当たりの通勤所要回数分の回数乗車券等の運賃等の相当額
- ・自動車等利用者  
1か月の通勤回数が10回に満たない職員は、100分の50を乗じて得た額

#### 【超過勤務手当】

- ・1日における所定の勤務時間と超過勤務時間の合計時間が7時間45分に達するまでの支給割合は100分の100

## ◆その他の諸制度

### ✦ 人事評価

職務及び責任の面で定年退職前の職員と同等とされ、人事評価の対象となります。

### ✦ 退職手当

支給されません。

### ✦ 医療・年金保険（P. 11：表2）

- ・ フルタイム勤務職員は、共済組合員になります。
- ・ 短時間勤務職員は、共済組合員になりません。

### ✦ 雇用保険（P. 12：表3）

- ・ フルタイム勤務職員は、雇用保険に加入します。
- ・ 短時間勤務職員は、勤務時間及び雇用期間に応じて雇用保険に加入します。

### ✦ 宿 舎

- ・ フルタイム勤務職員は、定年前の職員と同様に貸与可能です。
- ・ 短時間勤務職員は、政令で定める職員（職務遂行上勤務官署の近くに居住する必要がある者）に限り貸与可能です。

### ✦ 兼 業

- ・ フルタイム勤務職員は、定年退職前の職員と同様の取扱いのため、原則兼業を行うことはできません。
- ・ 短時間勤務職員は、職務の遂行に支障が生ずること等の事情がなければ、兼業を行うことができます。

# 表 1 再任用職員の俸給表別・級別の俸給月額 (平成28年4月現在)

## 行政職俸給表（一）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
俸給月額	186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100	440,200	520,600

## 行政職俸給表（二）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
俸給月額	192,800	203,900	222,400	243,200	273,900

## 専門行政職俸給表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
俸給月額	209,300	240,000	282,500	314,600	356,000	389,100	440,200	520,600

## 税務職俸給表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
俸給月額	204,900	230,900	278,600	304,300	318,400	342,000	377,100	408,700	450,900	520,600

## 公安職俸給表（一）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
俸給月額	240,700	252,400	256,500	287,800	304,300	318,400	342,000	377,100	408,700	450,900	520,600

## 公安職俸給表（二）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
俸給月額	211,900	239,100	281,500	304,300	318,400	342,000	377,100	408,700	450,900	520,600

## 海事職俸給表（一）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
俸給月額	219,500	249,500	278,900	319,600	348,400	394,900	462,900

## 海事職俸給表（二）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
俸給月額	214,300	228,800	230,800	252,900	281,400	311,200

## 教育職俸給表（一）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
俸給月額	282,000	293,000	314,900	398,900	533,300

## 教育職俸給表（二）

職務の級	1級	2級	3級
俸給月額	246,800	292,400	309,900

## 研究職俸給表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
俸給月額	216,700	257,900	282,700	325,100	383,600	522,300

## 医療職俸給表（一）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
俸給月額	295,400	337,800	392,200	465,200	565,100

## 医療職俸給表（二）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
俸給月額	187,900	214,500	242,700	256,100	281,300	322,000	364,200	425,700

## 医療職俸給表（三）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
俸給月額	234,300	254,600	261,800	272,000	288,300	325,400	369,800

## 福祉職俸給表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
俸給月額	200,700	240,200	254,500	287,600	314,300	356,000

## 専門スタッフ職俸給表

職務の級	1級	2級	3級
俸給月額	323,600	424,800	479,600

## 自衛隊教官俸給表

職務の級	1級	2級
俸給月額	273,500	330,300

## 自衛官俸給表

階級	陸将補 海将補 空将補 (二)	1等陸佐 1等海佐 1等空佐 (一)	1等陸佐 1等海佐 1等空佐 (二)	1等陸佐 1等海佐 1等空佐 (三)	2等陸佐 2等海佐 2等空佐	3等陸佐 3等海佐 3等空佐	1等陸尉 1等海尉 1等空尉	2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉
俸給月額	505,400	462,000	447,000	392,000	353,500	335,800	304,700	287,500	281,800

階級	准陸尉 准海尉 准空尉	陸曹長 海曹長 空曹長	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹
俸給月額	281,600	274,800	273,300	265,100	248,000

表2 再任用職員の医療・年金保険

	フルタイム勤務職員 【共済組合員】	短時間勤務職員	
		週当たりの勤務時間が 30時間以上の場合 もしくは、 ①週の所定労働時間が20 時間以上 ②賃金月額8.8万円以上 ③勤務期間1年以上(見込) の全ての要件を満たす 場合(注)	左記条件を満たさない 場合
医療保険	共済組合から短期給付を受けます。	全国健康保険協会(協会けんぽ)に加入し、健康保険の被保険者となります。	いずれかを選択します。 ①国民健康保険に加入 ②共済組合の任意継続組合員 ③被用者保険に加入している家族等の被扶養者
年金保険	掛金を支払った期間が老齢厚生年金を算定する際の組合員期間に加えられます。  ※年金の全部又は一部が支給停止される場合があります。	健康保険が適用になる場合は、厚生年金保険も適用になり、厚生年金保険の被保険者となります。  ※年金の全部又は一部が支給停止される場合があります。	年金保険の被保険者資格がありません。  ※年金の支給停止はありません。

(注) 平成28年10月から適用要件が改正され、①から③までの要件を全て満たす場合について、新たに厚生年金保険・健康保険の被保険者となることとなりました。

表 3 再任用職員の雇用保険

フルタイム勤務職員		
<b>短時間勤務職員①</b> 1週間の勤務時間が20時間以上で雇用期間が31日以上（見込み）の者	➡	一般被保険者として適用されます。
<b>短時間勤務職員②</b> ①に該当しない者	➡	適用されません。

※ 雇用保険の保険料

退職後再就職した場合に、年度の初日において64歳未満の人は、雇用保険の被保険者として賃金が支払われる都度、一般に賃金（賞与、時間外手当、通勤手当なども含む）の5／1，000の額が雇用保険料の本人負担分として徴収されます。

[注意] 老齢厚生年金と失業給付との併給調整

65歳未満の老齢厚生年金の受給者が、雇用保険法による失業給付を受給している間は、老齢厚生年金の支給が停止されますので注意して下さい。

(注) 「退職共済年金」は、平成27年10月の被用者年金一元化により「老齢厚生年金」となりましたが、職域加算額については、平成27年9月までの期間により算出されるため、引き続き「退職共済年金」として支給されることとなります。そのため、職域加算額については、上記による支給停止の対象とはなりません。

## 参考 1 再任用職員の給与モデル例

再任用職員の給与は、任用される級や勤務時間数により計算されることから、個人差があります。

〈給与モデル例〉		退職時の役職及び給与等	
生年月日	S31年12月15日	補佐クラス 行(一) 6級 65号俸	<404,200円※注>
採用年月日	S50年4月1日	年額	約755万円
退職年月日	H29年3月31日	内訳	{ 月額 約45万円 (標準報酬月額24級相当) 期末・勤勉手当 約218万円(年間4.3月分)
組合員期間	42年(504月)	再任用時の職務の級及び給与等	
家族構成	配偶者のみ	【フルタイム勤務】行(一) 3級	<254,400円>
勤務地	地方機関勤務 (地域手当6%)	年額	約387万円
(※注) 本給与モデル例における退職時の俸給月額については、表記の額(404,200円)となりますが、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」(平成26年法律第105号)附則第7条の規定により、改正前の俸給月額との差額が別途支給されることとなっています。 (但し、法施行後3年間に限り。) よって、年収算定上は、平成26年改正法施行の前日(平成27年3月31日時点)における俸給月額が基礎となりますが、平成22年の法改正(平成22年法律第53号)に基づく55歳を超える者の俸給月額は1.5%減額となっていたため、平成27年3月31日時点における俸給月額415,100円の1.5%減額後である408,873円が平成28年4月1日現在の算定上の俸給月額となります。		内訳	{ 月額 約27万円 期末・勤勉手当 約64万円(年間2.25月分)
		【短時間勤務(週31時間)】行(一) 3級	<203,520円>
		年額	約310万円
		内訳	{ 月額 約22万円 期末・勤勉手当 約51万円(年間2.25月分)
		【短時間勤務(週23時間15分)】行(一) 3級	<152,640円>
		年額	約232万円
		内訳	{ 月額 約16万円 期末・勤勉手当 約38万円(年間2.25月分)
OH27. 3. 31時点 行(一) 6-65 415,100円 1.5%減額後 (△6,227円) 408,873円			
OH28. 4. 1時点 行(一) 6-65 404,200円 } 現給保障額 4,673円 } 408,873円			

※ 本モデル例の給与額は、平成28年4月時点で算出しています。

※ 再任用職員給与の月額には、地域手当を含みます。  
(通勤手当は、含んでいません。)

※ 当該モデルから、共済掛金、所得税・住民税等が控除された金額が手取額となります。

## 参考2 再任用職員の年金額モデル例

定年退職後、行政職俸給表（一）3級（俸給月額：254,400円）で地方機関（地域手当6%）に平成29年4月に再任用され、65歳（年度末）まで勤務する場合

年金算定上の 前提要件	生年月日	採用年月日	定年退職日
	S31年12月15日	S50年4月1日	H29年3月31日
	共済組合員期間 <small>（平成29年3月まで）</small>	平均標準報酬月額 <small>（平成28年再評価による水準）</small>	平均標準報酬額 <small>（平成28年再評価による水準）</small>
	504月（42年）	360,000円	620,000円

以下のモデルは年金算定上の前提要件を基に平成28年度の適用単価等を用い試算したものですので、あくまで目安としてお取り扱い下さい。なお、本モデル例における年金支給開始は、62歳（平成31年1月）からとなるため、再任用1年目は0円、再任用2年目はH31.1～3の3か月分、再任用5年目は65歳以降の本来支給分、老齢基礎年金を含む額となります。

		再任用					退職後 (※1) (H34.4.1～)
		1年目 (H29.4～ H30.3)	2年目 (H30.4～ H31.3)	3年目 (H31.4～ H32.3)	4年目 (H32.4～ H33.3)	5年目 (H33.4～ H34.3)	
フルタイム勤務		0円	10万円	41万円	41万円	96万円	288万円 (年額)
短時間	31時間勤務		28万円	110万円	110万円	155万円	
	23時間15分勤務		35万円	140万円	140万円	177万円	

※ 職域加算額については、平成27年10月に廃止されたため、同年9月までの月数により算出。  
なお、平成27年10月以降の共済組合員期間分については、別途「退職等年金給付」が支給されます。

### ○再任用期間中における年金額について

- ・在職中は、厚生年金保険に加入（短時間（週23時間15分勤務）勤務者はP.11にある加入要件を満たす場合に厚生年金保険に加入）することから、（特別支給の）老齢厚生年金は、年金と賃金（賞与込み月収）の合計額によって、その全部又は一部が支給停止される場合があります。
  - ・短時間（週23時間15分勤務）勤務者で、厚生年金保険の加入要件を満たさない場合は、厚生年金の被保険者資格を有しないこととなるため、（特別支給の）老齢厚生年金は在職中であっても支給停止はされません。
- なお、上記モデルでは、加入要件を満たすものとして算定を行っております。

### ※1 : 65歳からの年金額

- ①加給年金の加算対象として、加給年金額（390,100円）を加算しています。
- ②老齢基礎年金（保険料納付済期間480月の場合：780,100円）が日本年金機構から支給されます。（上記額に反映しています。）
- ③民間勤務時における厚生年金保険の被保険者期間がある場合は、その期間についての老齢厚生年金が日本年金機構から別途支給されます。

（注）本ケースにおけるフルタイム勤務者の場合、平成31年3月末（再任用2年目、62歳次）で共済組合期間が44年となるため、退職することにより「長期加入者特例」が適用され、65歳以前でも老齢基礎年金相当額及び加給年金額が加算された年金額を受給することが出来ます。

※ ご自分の年金額の試算については、国家公務員共済組合連合会年金部にお問い合わせ下さい。  
(P.15：参考3 年金額の試算などの情報提供)



## 参考3 年金額の試算などの情報提供

国家公務員共済組合連合会では、連合会ホームページ <http://www.kkr.or.jp/> を利用したユーザーID・パスワードの認証方式による「KKR年金情報提供サービス」を実施しています。

本サービスは、現在組合員及び元組合員を対象にインターネットを通じて組合員期間、標準報酬月額、標準期末手当等の額及び年金額試算の情報提供を行うものです。

なお、本サービスは、現在、メンテナンス作業を行っているため、利用を停止しております。

ご利用対象者	現在組合員及び元組合員の方※
情報提供内容	組合員期間情報・標準報酬情報・年金額試算情報 退職一時金返還額情報（該当者のみ提供）
ご利用方法	上記連合会インターネットホームページにアクセス またはホームページを <input type="text" value="kkr"/> <input type="button" value="検索"/>
ご利用時間	365日、24時間 （現在、メンテナンス作業を行っているため、サービスを停止しております。）
OS対応	連合会のホームページ上でご確認ください。 （ホームページより「KKR年金情報提供依頼書」をダウンロードのうえ、郵送にてご依頼下さい。）
お問い合わせ	国家公務員共済組合連合会 年金部 年金情報提供サービス担当 〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎 ☎03-3265-8141 受付時間9:00～18:00（土・日・祝日・年末年始を除きます。）

※ 「元組合員」とは、1年以上の組合員期間を有し、現在は組合員資格を喪失しており、退職共済年金を受給していない方をいいます。なお、昭和54年12月以前に退職され、退職時に退職一時金として全額受給された方は、本サービスをご利用いただくことができませんので、ご了承下さい。

また、日本年金機構のホームページでも、年金額の試算ができる「ねんきんネット」を提供していますので、併せてご利用されてみてはいかがでしょうか。

◎日本年金機構「ねんきんねっと」

⇒ URL [http://www.nenkin.go.jp/n/www/n\\_net/index.jsp](http://www.nenkin.go.jp/n/www/n_net/index.jsp)

なお、「KKR年金情報提供サービス」及び日本年金機構「ねんきんねっと」の年金額試算については、将来の年金額を保障するものではありませんので、予めご了承下さい。

---

---

# 内閣官房内閣人事局

〒100-8968 東京都千代田区永田町

1-6-1

電話 03-5253-2111 (代表)

電話 03-6257-3768 (直通)